

横浜市都市美対策審議会措置命令部会設置要綱

制 定 平成23年12月15日 局長決裁

(設置)

第1条 横浜市都市美対策審議会条例(昭和40年7月横浜市条例第35号)第8条第1項の規定により、横浜市都市美対策審議会に措置命令部会を設置する。

(招集等)

第2条 措置命令部会は、横浜市都市美対策審議会運営要領第12条第2項の規定により、必要に応じ部会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合等措置命令部会の会議を開催することが困難であると部会長が認めるときは、各委員に個別に意見を聞くことで、措置命令部会の会議に代えることができる。

(審議事項)

第3条 措置命令部会は、次に定める事項について審議する。

- (1) 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(平成18年横浜市条例第2号)(以下景観条例という)第19条第3項の規定に基づく景観協議地区における協議結果の遵守義務違反に関する公表に関する事項
- (2) 景観計画区域(景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。)における個別案件に対する変更命令に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(審議意見)

第4条 措置命令部会の意見は、部会長が取りまとめる。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、措置命令部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年12月15日から施行する。